

広島県告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県尾道市木ノ庄町木門田及び同町畑地内									
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項	西家政川（四七）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣a）	土石流	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項	西家政川（四七隣b）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣c）	土石流	次の図のとおり
	西家政川（四七隣d）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣e）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣f）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣g）
	西家政川（四七隣h）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣i）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣j）	土石流	次の図のとおり	西家政川（四七隣k）

開ノ木川（ 七八一〇隣 c―1）	開ノ木川（ 七八一〇隣 r）	石畦奥川（ 七八一四隣 q）	石畦奥川（ 七八一四隣 p）	石畦奥川（ 七八一四隣 o）	石畦奥川（ 七八一四隣 n）	石畦奥川（ 七八一四隣 l）	石畦奥川（ 七八一四隣 j）	石畦奥川（ 七八一四隣 g）	石畦奥川（ 七八一四隣 f）	石畦奥川（ 七八一四隣 e）	石畦奥川（ 七八一四隣 d）	石畦奥川（ 七八一四隣 c）	石畦奥川（ 七八一四隣 b）	石畦奥川（ 七八一四隣 隣f）	北吉井谷川 （七八一一 隣f）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
開ノ木川（ 七八一〇隣 c―1）	開ノ木川（ 七八一四隣 r）	石畦奥川（ 七八一四隣 q）	石畦奥川（ 七八一四隣 p）	石畦奥川（ 七八一四隣 o）	石畦奥川（ 七八一四隣 n）	石畦奥川（ 七八一四隣 l）	石畦奥川（ 七八一四隣 j）	石畦奥川（ 七八一四隣 g）	石畦奥川（ 七八一四隣 f）	石畦奥川（ 七八一四隣 e）	石畦奥川（ 七八一四隣 d）	石畦奥川（ 七八一四隣 c）	石畦奥川（ 七八一四隣 b）	石畦奥川（ 七八一四隣 隣f）	北吉井谷川 （七八一一 隣f）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。